

平成23年度事業計画

地域経済振興のための国際化戦略の展開、定住外国人との共生の推進、外国語教育の充実、草の根レベルの国際交流の推進など、地域社会において多様な国際化が進む中で、自治体のニーズを捉え、海外に培ったネットワークを活用し、自治体の共同組織として、自治体が行き組む地域の国際化を支援する。

事業の実施に当たっては、一層の効率化に努め、速やかな収支改善を図る。

1. 自治体のニーズの高い分野における支援の充実・強化

(1) 経済分野

22年度に本部の体制を整え、自治体の海外での経済的活動の支援を強化したが、海外からの観光客の誘致や地場産品の輸出、投資の促進等の経済的活動の支援をさらに充実・強化する。

○ 海外事務所における自治体の経済活動支援の強化

経済分野における自治体のニーズの高まりに対応し、国内自治体が共同して観光展や物産展に参画できる機会を拡充するとともに、現地の実情に応じて、自治体の情報発信が効果的にできる場を臨機応変に企画し、提案を行う。

ニューヨーク、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー及び北京の各事務所において自治体の観光客誘致を支援する事業を実施し、ニューヨーク事務所では食品関係見本市への出展支援、ソウル事務所では地方物産展の開催、シンガポール事務所ではインド・東南アジア諸国における国際旅行博への出展支援、北京事務所では訪日教育旅行セミナーの開催に取り組む。

また、各海外事務所において、経済活動に取り組む地方自治体にとって使いやすい支援内容の充実に努める。

さらに、これまで取り組んできた経済活動の成果・ノウハウを活かすため、情報発信、相談機能を充実する。

○ 本部における支援の強化

専門的な知識と経験を有する経済アドバイザーを設置し、自治体の経済活動に対する助言を行うとともに、蓄積したノウハウを機関誌、ホームページ、メールマガジンなどを通じて、積極的に提供する。

海外のマーケット関係者等を招いた経済セミナーを新たに開催し、自治体が求めるタイムリーな市場情報の提供と自治体間の連携強化を図る。

22年度に引き続き、自治体が行う先導的な経済活動に対し、助成とサポートが一体となった支援を引き続き行うとともに、その成果を共有する。

22年度の上海での食品展の結果を検証の上、引き続き、海外販路開拓支援事業を実施する。

(2) 多文化共生分野

在住外国人が地域住民の一員として共に生活することの必要性や重要性に対する認識が高まっており、また、最近の経済状況から対応すべき課題が質量ともに増している状況などに対応し、自治体や地域団体が行う多文化共生のまちづくりに対する支援を強化する。

○ 多言語情報等の提供と施策の企画立案の支援

多くの自治体が共通して直面する課題について、引き続き、多言語生活情報、オリエンテーションガイドブック、災害多言語支援センター設置運営マニュアル等のツールの提供、内容の更新、利活用の促進を行う。

22年度に供用を開始した多文化共生ポータルサイトの内容の充実を図り、施策の企画立案への支援を一段と強化する。

引き続き外国人集住都市会議と連携し、課題の検討に資する情報を提供するなど、その活動を支援する。

自治体職員協力交流事業及びJETプログラムの参加者を在住外国人の母国の文化・言語の教育、地域住民との相互理解促進等、多文化共生の推進の面でも活用する。

○ 人材の養成・ネットワーク化

全国市町村国際文化研修所(JIAM)に加え、新たに市町村職員中央研修所(JAMP)と共同で研修を実施し、多文化共生施策の企画立案や実施を担う自治体の職員等を養成する。各地域での研修会や講演会等に多文化共生アドバイザーを派遣し、自治体職員や住民等の理解の増進、意識啓発等を図る。

これまでに養成した多文化共生マネージャーの全国的ネットワークと共同して、NPO、ボランティアの人たちと自治体との連携を促進し、関係者の力を結集するプラットフォームの役割を果たせるよう積極的な事業展開を図る。

○ 自治体等が行う地域の国際化に資する事業に対する財政的支援等

自治体及び地域国際化協会が行う多文化共生等の地域の国際化に資する事業に対し、助成限度額等を見直すとともに先駆性の高い事業等に重点化した上で、地域国際化施策支援特別対策事業により助成する。

○ 地域国際化協会の活動の活性化

多文化共生施策の主要な担い手である地域国際化協会の全国組織である地域国際化協会連絡協議会の連携、ネットワーク化を進めるため、引き続き研修やホームページを通じた情報共有等を行う。

2. 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の推進・JET経験者の活用の促進

（1）JETプログラムの充実

JETプログラムの一層の活用が図られるよう、効率的な事業運営に努めつつ、利用者の視点からの運営の改善を着実に進める。

○ 自治体にとってより使いやすい事業とするための取組

22年度に開始したオセアニア地区からの4月来日による補充を引き続き円滑に実施し、補充期間を可能な限り確保する。

また、職員やプログラム・コーディネーターによる現地調査を通じ中途退職の原因を詳細に分析するなど、中途退職の防止に努める。

円滑な受入れができるよう、新規団体・担当者等を対象としたセミナーを開催するとともに、取りまとめ団体におけるカウンセリング体制充実のための研修会を充実する。

○ 参加者の資質の向上に向けた取組

在外公館におけるALTの選考に当たり、日本語能力を考慮することへの協力を求める。参加者に対する日本語学習講座を提供するとともに、オリエンテーションや研修等を通じ日本語能力の向上に積極的に取り組むよう働きかける。

また、英語教授法（TEFL）習得に対する支援制度を新設する。

ホームページを活用したALT同士の情報交換サイトを作成するなど、資質や教授技術等の向上を図る。

来日直後オリエンテーション及び中間研修等において、生活・職務に不可欠な情報や技術を取得できるようプログラム内容等をさらに充実する。また、来日前後に関係機関（在外公館、協会及び取りまとめ団体）がそれぞれ実施するオリエンテーション・研修が全体として一層効果的となるよう連携・調整を行い、内容の充実、改善を図る。

○ JETプログラムに対する理解の推進と積極的な活用の呼びかけ

発足から25周年を迎える機会に、関係省と連携し、JETプログラムの意義や成果を再認識し、一層の発展を目指す取組を行う。

また、自治体に対し、有効な活用事例の情報提供や自治体の意向や要望の聴取を行い、JETプログラムの積極的な活用を働きかける。

（2）自治体のJET経験者ネットワークの構築などに対する支援

日本と世界各国との架け橋として活躍する5万人を超えるJETプログラム経験者とのネットワークの構築を支援する。

○ 全世界に広がるJET経験者の支援

参加者が地域の一員として活動した経験を活かし、帰国後も日本との架け橋として活

躍できるよう帰国前研修を充実するとともに、海外事務所においては、JET経験者が自主的に組織するJETプログラム同窓会(JETAA)各支部による会員のネットワーク化、日本文化紹介、対日理解促進活動の支援などを行う。

○ 自治体が行うJET経験者ネットワークの構築などの支援

自治体とJET経験者との間のネットワークを築き活用したいとの希望があることを踏まえ、新たに、自治体が経験者のネットワークを構築し、その活用を図れるよう、関係省とともに支援する。

3. 海外事務所の事業の重点化と運営のスリム化

(1) 海外事務所の機能の充実と事務所ごとの事業の重点化

自治体の海外における事業展開に対応し、共同の海外拠点としての機能をより効果的に担うため、従来培ったネットワークの活用、関係機関との連携、職員の能力向上などにより自治体の多様なニーズに応える。

自治体の海外展開の原点である自治体交流や外国制度の調査研究などの活動の基盤を維持しつつ、特に、海外事務所ごとに期待される役割や機能を考慮し、重点的な分野に積極的に取り組む。

○ 海外活動支援

22年度に、自治体が海外で行う調査や用務訪問、プロモーション、自治体交流等の活動に対し、事前の相談・調整、職員の同行支援等の活動支援の仕組みを全面的に見直しサービス内容の充実を図ったが、これを定着させ、より利用しやすい運用に努め、効果的な支援を行う。

○ 自治体の経済活動支援のための事業の展開（一部再掲）

経済分野における自治体の個別の活動支援に積極的に対応する。

大規模な観光展、物産展などに自治体が共同で参加する機会を設け、単独では対応できない自治体の参加希望に応える。

○ 各種セミナー等の開催及び交流の推進

担当地域の特色ある分野についての各種セミナー等を開催し、日本の地方行政の制度や運用の実態を紹介、比較することで相互理解を促進する。

また、これらの取組を通じ、海外活動支援等の円滑な実施に必要なネットワークの維持・強化に努める。

○ 調査研究及び情報提供

自治体等の依頼に応じ、諸制度やその運用状況等に関する調査、情報収集を行う。また、各担当地域の地方自治制度や先進的又は特色のある施策、地域活性化事例等に係る

調査研究を主体的に進め、その成果を報告書、機関誌、メールマガジン、ホームページ等により、広く地方自治関係者に提供する。

特に、メールマガジンによる迅速な情報提供に取り組む。

○ J E T 経験者との連携促進

J E T 経験者との継続的な交流を通じて、経験者相互の人的ネットワークの充実を図るとともに、JETAA支部の活動を支援する。

自治体が J E T 経験者のネットワークを構築する場合に、JETAA支部に対し会員への情報伝達の協力要請を行うことなどにより支援する。

○ 海外事務所による重点的な分野における事業の展開

23年度は、ニューヨーク事務所においては経済観光情報発信の強化、ロンドン事務所においては活動支援及び調査に必要なネットワークづくり、パリ事務所においては観光客誘致の促進、シンガポール事務所においては観光客誘致の拡大とインドとの交流の促進、ソウル事務所においては従来の実績を活かした観光客誘致及び地場産品販売の促進、シドニー事務所においては豪州多文化主義政策に関する情報の集積と発信、北京事務所においては観光客誘致の促進に、特に重点的に取り組む。

(2) 事務所のスリム化と自治体の新たなニーズへの対応

海外事務所の体制・機能等のあり方検討会の意見集約(22年2月)に沿った体制と運営のスリム化に取り組むとともに、自治体の共同の海外拠点として有効に活用されるような連携を推進する。

○ 海外事務所のスリム化

収支均衡に向け、全体として運営の効率化に取り組むとともに、ロンドン事務所、パリ事務所の規模を縮小し、シドニー事務所の規模・活動を大幅に縮小する。

○ 海外事務所と自治体の海外ネットワークとの連携・共同の推進

基本問題検討会の議論のとりまとめ(22年12月)に沿い、自治体事務所との連携や自治体事務所同士の連携を積極的に促進する。協会海外事務所への入居等、事務所の共同化についても検討、推進する。

また、23年度内に駐在員型の職員受入を試行的に開始する。

4. 人材育成の充実・強化

(1) 地域の国際化を担う人材の育成

自治体や地域において国際化施策や活動を担う人材を育成することが協会の大きな使命であることから、人材育成のための研修等を拡充する。

○ 多文化共生に関する研修（一部再掲）

多文化共生社会の進展に対応するための自治体等職員としての能力の向上を図るため、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、市町村職員中央研修所（JAMP）と共同で研修を実施する。

○ その他の分野における研修（一部再掲）

地域の国際化を担う自治体や地域国際化協会の職員の資質向上に資するため、多文化共生、国際協力、国際交流や経済交流などのテーマに応じ事例発表会、ワークショップや座談会などを開催する。

○ 海外事務所の事業による人材育成

日本と海外の自治体間などで実践的なテーマについて情報交流等を図るため、日印地域間交流促進プログラム（シンガポール事務所）、オーストラリア多文化主義政策交流プログラム（シドニー事務所）を実施し、関係業務に携わる日本の自治体の職員の参加を求め、人材育成の機会とする。

（2）地域の国際化を推進する人材のネットワークの構築（一部再掲）

自治体や地域において国際化の分野で活躍する人材が力を発揮できるよう、相互に連携を図る機会を設ける。

○ 自治体とNGOとの連携の推進

国際協力及び多文化共生の分野における自治体とNGOとの連携を促進するため、市民国際プラザを拠点に情報収集・提供・相談を行う。

また、自治体とNGOが出会う場を提供するため、連携推進勉強会を開催するとともに、22年度に引き続き東京以外の地域でワークショップを開催する。

自治体やNGOへの訪問活動を積極的に展開する。

○ 多文化共生分野における地域の人材のネットワーク

これまで養成した多文化共生マネージャーを活用し、自治体と地域の関係団体やボランティア等との連携構築を支援する。

（3）自治体派遣職員の実践的な能力開発

協会の海外事務所や本部での勤務を通じた人材育成を重視し、研修を抜本的に見直し、充実させる。

○ 協会職員の研修の充実

協会に派遣された職員が、外国語能力に加えて多文化共生、経済交流などの分野に関する専門的知識を習得し、協会の業務を適切に遂行することを目指すとともに、異文化コミュニケーション、情報収集・処理・発信やディスカッション・プレゼンテーションのスキル、危機管理能力、国際人としての素養などを身に付け、各自治体で国際的な分

野で活躍できる人材として育成するため、研修内容や体制を見直し、充実する。

5. 自治体が求める施策の調査研究・情報の収集と提供の充実

諸外国の行政制度や先進施策事例等の情報に対するニーズ、海外における経済活動を展開する上で有効な情報に対するニーズに応えるため、本部と海外事務所での調査研究や情報収集の成果を自治体に提供する。

また、日本の自治体に関する情報を海外へ発信し、地方行政に関する国際協力・政策連携に貢献しつつ、自治体の海外における活動の環境整備に資する。

○ 海外地方自治制度の調査研究等

海外事務所において、所管国の自治体行政の実情、地方自治制度の概要や地方自治体の海外活動に役立つ情報等について調査研究を行い、その成果をクリア・レポート、海外の地方自治シリーズとして発信する。

また、学識経験者による比較地方自治研究会により、専門的かつ継続的な調査研究を行い、海外事務所との連携、補完を強化しつつ、有用な調査研究成果を発信する。

日本の地方自治制度や自治体の諸施策に関するコンパクトな解説資料を多言語で作成する。

○ 様々な媒体を活用した情報発信

自治体や地域国際化協会の関心が高い分野で、専門家の解説や先進的な取組事例、海外の施策の動向の紹介などの情報を広く提供する機関誌を発行する。

22年度に発刊したメールマガジンでは、自治体の目線で海外事務所の活動、海外の地方行政の動き、経済活動の取組の実例や付加価値のある情報などを迅速に提供、発信することとし、より多くの読者の目に触れることを目指す。

22年度に全面的に更新したホームページにおいても、本部・海外事務所の活動に伴い得られる情報、調査活動等による成果物などを迅速に提供する。

6. 国際交流・国際協力の推進

自治体間や地域レベルの国際交流について、情報の提供や、個別の交流に関する支援を行うとともに、国内の自治体が連携して参画することが有意義な交流の企画や参加の呼び掛けを行う。

また、人的交流による相互理解が基盤となって実現する国際協力、自治体間の政策面での交流を支援する。

○ 地域間国際交流推進事業

歴史的・地理的に密接な関係にあり、今後も相互理解と協力の重要性が増すと考えら

れる中国、韓国と3か国共同で、韓国・全羅北道において開催する地方政府交流会議への参加を促進する。

24年度にフランス・シャルトルで開催予定の第3回日仏自治体交流会議に向け、日本の自治体や関係機関及びフランス側との調整を行う。

○ 自治体間交流に関する支援と基盤の維持・強化

自治体の新たな国際交流事業の動向に関する情報収集・提供を行うとともに、海外事務所のネットワークを活かし自治体の国際交流事業を支援する。

海外からの新たな提携申し入れ等に対応するとともに、創意と工夫に富んだ取組を行う団体を表彰し、広く全国に紹介するほか、これからの国際交流のあり方について自治体職員等を対象とした研修会を開催する。

海外でのネットワーク構築に重要な役割を果たす海外の自治体幹部職員等を招へいし、双方の地方行政についての理解を深め、その成果の共有に努める。特に、韓国については、受け入れ自治体がテーマ設定等に主体的に取り組み、具体的、専門的な交流を深める新たなセミナーとして実施する。

○ 自治体職員による国際協力の推進

海外の自治体職員等を自治体が受け入れる自治体職員協力交流事業を多文化共生分野や観光客誘致の取組に活用する事例を紹介するなど、新たな受け入れを積極的に促進する。

専門的技術や豊富なノウハウを持つ自治体職員を海外の自治体等に派遣する自治体国際協力専門家派遣事業を継続して実施する。

○ 自治体の行う国際交流、国際協力事業に対する財政的支援（一部再掲）

自治体及び地域国際化協会が行う先駆性が高く、住民への事業効果等が優れた取組を自治体国際協力促進事業（モデル事業）及び地域国際化施策支援特別対策事業により助成する。

特に優れた成果を上げた事業については、事業報告会の開催等により、成果を広く周知し、全国に向けて積極的な情報発信を行う。

7. 中期的な事業展開の展望

協会の活動が、自治体の共通の課題に沿い、かつ、その課題に効果的に対応したものとなるよう、事業評価の対象事業を拡大するとともに、自治体の意見を把握し、活動・事業の改善に努める。

自治体の共同組織としての機能やミッションを明らかにするとともに、共同負担するにふさわしい組織のあり方と事業展開のあり方を中期的に展望し、実行に移す。